

# 全国厚生労働関係部局長会議 労働分科会

## 6. 職業能力評価制度・技能振興施策の充実について

### (2) 技能振興施策の充実について

- ものづくり分野においては、若年者のものづくり離れ・技能離れに伴い、就業者数が減少。熟練技能の伝承の支障ともなり、日本の競争力の源泉である技術力が低下するおそれがあることから、製造業等において若者をはじめとする人材の確保・育成対策を推進することが求められている。

### ⇒ 今後の方向性、今後取り組んで頂きたい事項

- 若者のものづくり技能分野へのより積極的な誘導を図るため、若年技能者人材育成支援等事業にて、厚生労働省「ものづくりマイスター」を企業や学校等に派遣し、若年技能者、学生生徒等への実技指導を行っているところ。
- 都道府県におかれては、本事業のより効果的な実施に結びつくよう、特に教育委員会・学校等への活用・協力の働きかけなど連携会議を通じた本事業へのご協力をお願いしたい。
- 「技能五輪全国大会」について、平成28年度は第54回大会を山形県で10月に開催する予定。本大会は、技能五輪国際大会の選手選考も兼ねており、選手の積極的な参加を促進して頂きたい。

※ 技能五輪全国大会の開催予定地

平成28年度 山形県、平成29年度 栃木県

平成30年度 沖縄県、平成31年度 愛知県

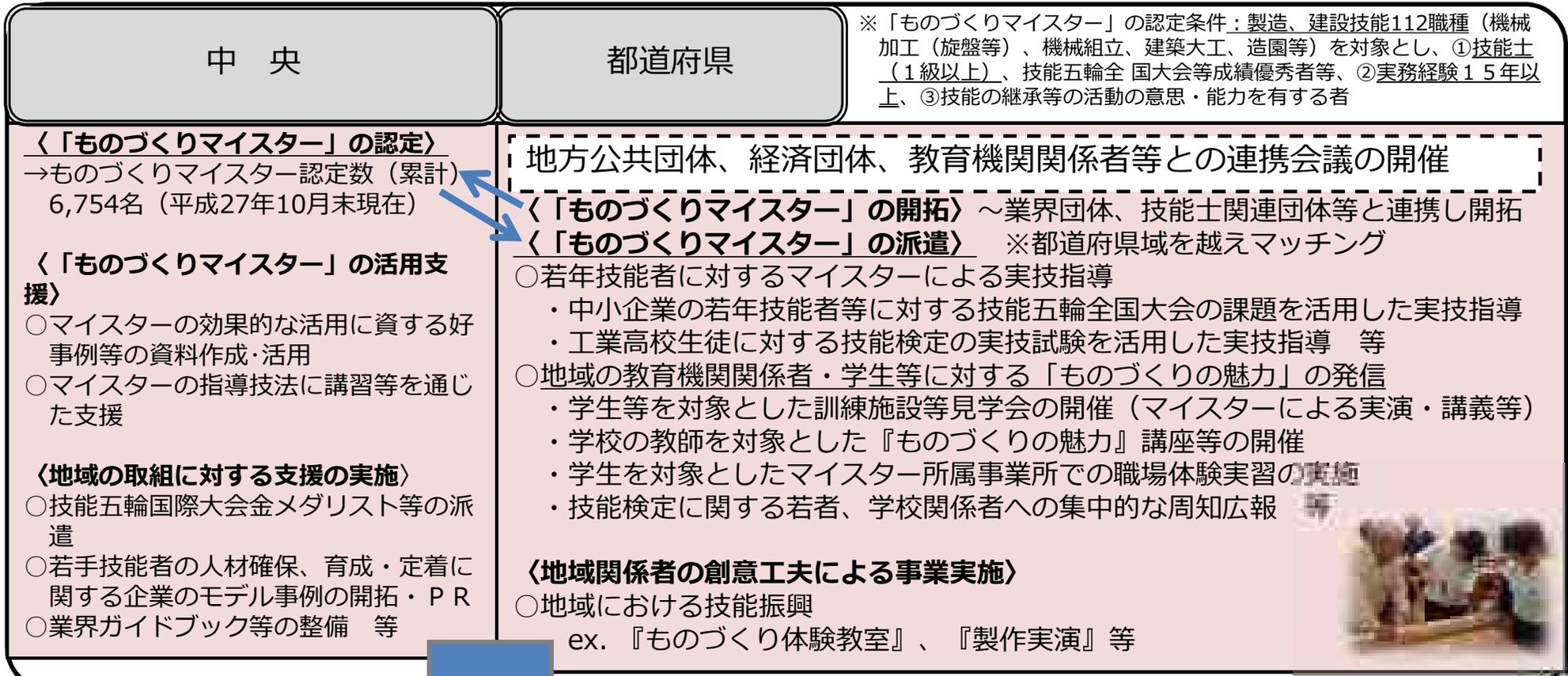
- 平成28年度に50回目を迎える「卓越した技能者(現代の名工)の表彰」は、2月～3月に推薦を受付。

今回の募集は、幅広い職種からより多くの女性技能者の推薦を促進するため、都道府県等が女性技能者を推薦する場合には、推薦できる人数を「1名」から「2名」に変更。被表彰者の積極的な選考及び優れた技能者の的確な推薦をお願いしたい。

# 若年技能者人材育成支援等事業

- 若者のものづくり、技能離れ等の実態を踏まえ、技能尊重機運の醸成、産業活動の基礎となる技能者の育成を図るため、「ものづくりマイスター」の開拓・認定、活用（技能検定・競技大会の課題を用いた実技指導等）による技能継承、その他に地域関係者の創意工夫による技能振興の取組を推進するため、「若年技能者人材育成支援等事業」を実施。

## ＜事業スキーム＞



＜企業・業界団体、教育訓練機関＞  
若者のものづくり業界への誘導・若年技能者の人材育成、技能尊重機運の醸成 等

# 技能五輪全国大会の概要

**概要** 【後援：文部科学省、経済産業省、国土交通省等】

- **技能五輪全国大会**は、青年技能者(23歳以下)がその技能レベルについて日本一を競うことで、若年層の技能の向上を図るとともに、**広く国民にもものづくり分野等の技能の重要性・必要性をアピール**することを目的に、昭和38年から毎年開催。幅広い職種を対象とする、唯一の全国レベルの技能競技大会。偶数年度の大会は、翌年に開催される**技能五輪国際大会**＜唯一の世界レベルの技能競技大会(隔年開催)＞の選手選考を兼ねている。

## 第54回技能五輪全国大会の概要(主催：厚生労働省、山形県等)

- **日程** : 平成28年10月21日(金)～10月24日(月)
  - ・開会式：10月21日(金) ・競技：10月22日(土)～23日(日) ※一部の職種の競技は、この日程に先行して実施予定
  - ・閉会式：10月24日(月)
- **競技会場** : 山形ビッグウイングなど14会場(予定)
- **競技職種** : 製造・建設分野をはじめとする41職種(予定)



(競技大会風景：第53回技能五輪全国大会より)

## 【技能五輪全国大会の意義に関する代表的な製造業企業の認識】

(株)東芝は、社内コンテストの充実を技能五輪全国大会の代替対策と位置付け、1980年代後半に参加を取りやめた。しかし、同大会への参加は、①競合他社とのベンチマークを行うことができ、**自社の技能ポテンシャルを高め、イノベーションに結びつけること**、②若年層のモチベーションを高め、モラルアップにつながる**こと**、③**企業イメージの向上を図ることができること**等の利点があることから、再度2010年から技能五輪全国大会に参加。(平成24年「ものづくり白書」(抄)より)

## 【技能五輪全国・国際大会の開催(予定)地】

|          | 24年度  | 25年度        | 26年度  | 27年度        | 28年度  | 29年度      | 30年度  | 31年度     |
|----------|-------|-------------|-------|-------------|-------|-----------|-------|----------|
| 技能五輪全国大会 | 長野県   | 中央(千葉県など)   | 愛知県   | 中央(千葉県など)   | 山形県   | 栃木県       | 沖縄県   | 愛知県      |
| 技能五輪国際大会 | 選考・派遣 | ドイツ(ライプツィヒ) | 選考・派遣 | ブラジル(サンパウロ) | 選考・派遣 | UAE(アブダビ) | 選考・派遣 | ロシア(カザン) |

## 技能五輪全国大会の競技職種(計41職種)

- 電子技術系(4職種) ... メカトロニクス、電子機器組立て、電工、工場電気設備
- 情報通信系(3職種) ... ITネットワークシステム管理、情報ネットワーク施工、ウェブデザイン
- 機械系(8職種) ... 機械組立て、抜き型、精密機器組立て、機械製図、旋盤、フライス盤、木型、自動車工
- 金属系(5職種) ... 構造物鉄工、電気溶接、自動車板金、曲げ板金、車体塗装
- 建設・建築系(10職種) ... タイル張り、配管、石工、左官、家具、建具、建築大工、造園、冷凍空調技術、とび
- サービス・ファッション系(11職種) ... 貴金属装身具、フラワー装飾、美容、理容、洋裁、洋菓子製造、西洋料理、和裁、日本料理、レストランサービス、時計修理

# 第53回技能五輪全国大会 都道府県別参加者数

(単位:人)

|    | 都道府県名 | 参加者数 |    | 都道府県名 | 参加者数  |
|----|-------|------|----|-------|-------|
| 1  | 北海道   | 22   | 25 | 滋賀県   | 11    |
| 2  | 青森県   | 8    | 26 | 京都府   | 12    |
| 3  | 岩手県   | 34   | 27 | 大阪府   | 48    |
| 4  | 宮城県   | 16   | 28 | 兵庫県   | 26    |
| 5  | 秋田県   | 12   | 29 | 奈良県   | 8     |
| 6  | 山形県   | 69   | 30 | 和歌山県  | 2     |
| 7  | 福島県   | 10   | 31 | 鳥取県   | 3     |
| 8  | 茨城県   | 100  | 32 | 島根県   | 9     |
| 9  | 栃木県   | 31   | 33 | 岡山県   | 11    |
| 10 | 群馬県   | 42   | 34 | 広島県   | 40    |
| 11 | 埼玉県   | 45   | 35 | 山口県   | 30    |
| 12 | 千葉県   | 8    | 36 | 徳島県   | 1     |
| 13 | 東京都   | 62   | 37 | 香川県   | 8     |
| 14 | 神奈川県  | 65   | 38 | 愛媛県   | 7     |
| 15 | 新潟県   | 29   | 39 | 高知県   | 1     |
| 16 | 富山県   | 15   | 40 | 福岡県   | 19    |
| 17 | 石川県   | 8    | 41 | 佐賀県   | 9     |
| 18 | 福井県   | 3    | 42 | 長崎県   | 9     |
| 19 | 山梨県   | 4    | 43 | 熊本県   | 13    |
| 20 | 長野県   | 51   | 44 | 大分県   | 3     |
| 21 | 岐阜県   | 21   | 45 | 宮崎県   | 9     |
| 22 | 静岡県   | 49   | 46 | 鹿児島県  | 6     |
| 23 | 愛知県   | 173  | 47 | 沖縄県   | 16    |
| 24 | 三重県   | 5    | 合計 |       | 1,183 |

# 卓越した技能者（現代の名工）の表彰制度

## 趣旨

卓越した技能者を表彰することにより、広く社会一般に技能尊重の気風を浸透させ、もって技能者の地位及び技能水準の向上を図るとともに、青少年がその適性に応じ、誇りと希望を持って技能労働者となり、その職業に精進する気運を高めることを目的としている。

## 被表彰者の決定

被表彰者は、次の各号の全ての要件を充たす者であって、**都道府県知事、全国的な事業主団体等**の推薦を受けた者のうちから、厚生労働大臣が技能者表彰審査委員の意見を聴いて決定する。

- ① **きわめてすぐれた技能を有する者**
- ② **現に表彰に係る技能を要する職業に従事している者**
- ③ **技能を通じて労働者の福祉の増進及び産業の発展に寄与した者**
- ④ **他の技能者の模範と認められる者**

## 表彰

表彰は、厚生労働大臣が**毎年1回**、概ね150名の被表彰者に表彰状、卓越技能章(盾及び徽章)及び褒賞金(10万円)を授与して行われる。平成27年度の受賞者は、金属熱処理工、旋盤工、板金工、溶接工、機械組立工などの工業系技能職から**56名**、大工、左官、造園工、紳士服仕立職、調理人、畳工、表具師などの生業系技能職から**94名**の合計**150名**。昭和42年に第1回の表彰が行われて以来、平成27年度の第49回の表彰までで5,887名が表彰されている。平成28年度は50回目にあたる。

## 平成27年度の代表的な被表彰者



山本富士夫氏  
(鏡師)

神鏡を日本古来の鑄造法で製造できる卓越した技能をもち、文化の維持と後継に多大なる貢献



平賀聡氏  
(機械時計組立・修理工)

高級時計の組立・調整・修理において卓越した技能を發揮し、日本製の高級機械式時計産業に多大なる貢献



山根英二氏  
(船舶組立工)

船舶を建造する第一線の技能工として、作業の標準化、品質の向上、安全性の向上に多大なる貢献



山田操氏  
(和服仕立職)

薄物の羽織の縫込み技能の業界第一人者。業界の地位向上に多大なる貢献



福井澄夫氏  
(木製建具製造工)

指物・建具職の2つの技能をベストミックスし、重要文化財の修復・復元に多大なる貢献



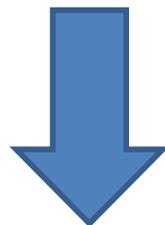
田中健一郎氏  
(西洋料理調理人)

伝統ある日本のホテルの料理長として新たな技術や時代に合ったシステムを導入し、後進の育成に多大なる貢献

# 平成28年度の卓越した技能者（現代の名工）の表彰における 推薦数について

## <従前の推薦数>

- 都道府県知事 . . . . . 1つの職種につき、1名
- 全国的な事業主団体等 . . . . . 1団体につき、1名
- 一般の推薦者 . . . . . 1推薦者につき、1名



## <平成28年度の卓越した技能者の表彰における推薦数>

- 都道府県 . . . . . 1つの職種につき、1名以上の女性の推薦がある場合には2名  
(女性2名の推薦可。男性のみの場合は、1名のみの推薦。)
- 全国的な事業主団体等 . . . . . 1団体につき、1名以上の女性の推薦がある場合には2名  
(女性2名の推薦可。男性のみの場合は、1名のみの推薦。)
- 一般の推薦者 . . . . . 1推薦者につき、1名

# 全国厚生労働関係部局長会議 労働分科会

## 7. 外国人技能実習制度の見直しについて

- 技能実習制度については、先の通常国会に法務省・厚生労働省共同で「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」を提出。（継続審議）
- 本法案には、技能実習計画の認定や監理団体の許可等の導入、これらの機関からの報告徴収、技能実習生に対する相談・援助、実地での検査、これらの業務を担う外国人技能実習機構の新設のほか、地域ごとの地方公共団体を含む関係行政機関等による地域協議会の設置等が盛り込まれている。（別添2参照）
- また、同法案において、地方公共団体には、地域の実情に応じた施策の推進や、国及び外国人技能実習機構との必要な情報交換などの密接な連携の確保に努めることとされている（法案第4条第2項及び第106条）

### 今後取り組んで頂きたい事項

- 法案の審議状況等の情報及び今後協力をお願いした事項などの詳細は改めてお知らせすることを考えている。
- なお、技能検定については、技能実習の実習実施機関から受験申請がなされた場合に適正に実施いただけるよう、制度の適正化により受検が必須となることに伴い受検者数の増加が見込まれる随時3級※等の実施体制の整備を含め、引き続き、ご協力をお願いしたい。

※ 技能実習2号修了時の到達目標

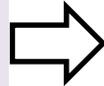
## 見直しの方向性：管理監督体制の強化を前提に制度を拡充

### 1. 管理監督体制の強化策のポイント

現 行

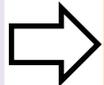
見直し後

①政府(当局)間の取決めがない保証金を徴収している等の不適正な送出し機関の存在



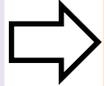
① 実習生の送出しを希望する国との間で**政府(当局)間取決め**を順次作成することを通じ、相手国政府(当局)と協力して不適正な送出し機関の排除を目指す。

②監理団体や実習実施者の義務・責任が不明確であり、実習体制が不十分



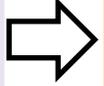
② 監理団体については**許可制**、実習実施者については**届出制**とし、技能実習計画は個々に**認定制**とする。

③民間機関である(公財)国際研修協力機構が法的権限がないまま巡回指導



③ 新たな**外国人技能実習機構(認可法人)**を創設し、監理団体等に報告を求め、実地に検査する等の業務を実施。

④実習生の保護体制が不十分



④ **通報・申告窓口**を整備。人権侵害行為等に対する**罰則**等を整備。**実習先変更支援**を充実。

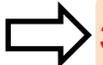
⑤業所管省庁等の指導監督や連携体制が不十分



⑤ 業所管省庁、都道府県等に対し、**各種業法等に基づく協力要請**等を実施。これらの関係行政機関から成る**「地域協議会」**を設置し、指導監督・連携体制を構築。

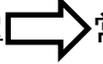
### 2. 拡充策のポイント

①優良な監理団体等への実習期間の延長又は再実習



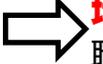
**3年間 ⇒ 5年間** (一旦帰国後、最大2年間の実習)

②優良な監理団体等における受入れ人数枠の拡大



常勤従業員数に応じた人数枠を倍増 (**最大5%まで ⇒ 最大10%まで等**)

③対象職種の拡大



**地域限定の職種・企業独自の職種(社内検定の活用)・複数職種の同時実習の措置**  
職種の随時追加

※優良な監理団体等とは、法令違反がないことはもとより、技能評価試験の合格率、指導・相談体制等について、一定の要件を満たした監理団体及び実習実施者をいう。

# 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案の概要

外国人の技能実習における**技能等の適正な修得等の確保**及び**技能実習生の保護**を図るため、技能実習を実施する者及び実施を監理する者並びに技能実習計画についての許可等の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講ずる。

## 法律案の概要

※ 法務省及び厚生労働省で共同提出

### 1. 技能実習制度の適正化

- (1) 技能実習の基本理念及び関係者の責務規定を定めるとともに、技能実習に関し基本方針を策定する。【第3条から第7条まで関係】
- (2) 技能実習生ごとに作成する**技能実習計画**について**認定制**とし、技能実習生の技能等の修得に係る評価を行うことなどの認定の基準や認定の欠格事由のほか、報告徴収、改善命令、認定の取消し等を規定する。【第8条から第16条まで関係】
- (3) **実習実施者**について、**届出制**とする。【第17条及び第18条関係】
- (4) **監理団体**について、**許可制**とし、許可の基準や許可の欠格事由のほか、遵守事項、報告徴収、改善命令、許可の取消し等を規定する。【第23条から第45条まで関係】
- (5) **技能実習生に対する人権侵害行為等**について、禁止規定を設け違反に対する所要の**罰則を規定**するとともに、技能実習生に対する**相談**や**情報提供**、技能実習生の**転籍の連絡調整**等を行うことにより、技能実習生の保護等に関する措置を講ずる。【第46条から第51条まで関係】

- (6) **事業所管大臣等に対する協力要請等**を規定するとともに、地域ごとに関係行政機関等による**地域協議会**を設置する。【第53条から第56条まで関係】
- (7) **外国人技能実習機構を認可法人として新設**し、【第3章関係】
  - ・(2)の技能実習計画の認定、【第12条関係】
  - ・(2)の実習実施者・監理団体に報告を求め、**実地に検査**【第14条関係】
  - ・(3)の実習実施者の届出の受理、【第18条関係】
  - ・(4)の監理団体の許可に関する調査【第24条関係】等を行わせるほか、技能実習生に対する相談・援助等を行う。【第87条関係】

### 2. 技能実習制度の拡充

優良な実習実施者・監理団体に限定して、**第3号技能実習生の受入れ(4～5年目の技能実習の実施)**を可能とする。【第2条、第9条、第23条及び第25条関係】

### 3. その他

技能実習の在留資格を規定する出入国管理及び難民認定法の改正を行うほか、所要の改正を行う。

## 施行期日

平成28年3月31日までの間において政令で定める日  
ただし、外国人技能実習機構の設立規定については、公布の日

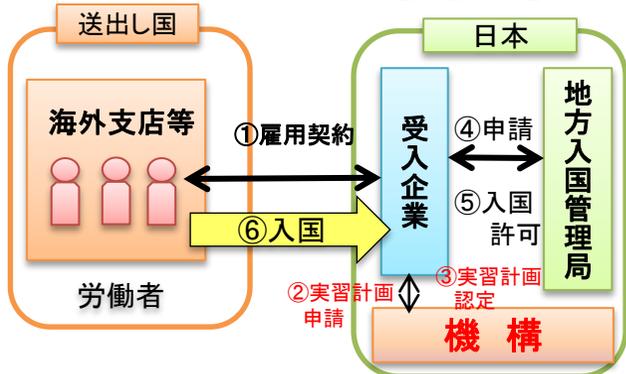
## 【審議状況等】

- 第189回通常国会に法案提出（平成27年3月6日）
- ⇒ 衆議院本会議で趣旨説明・質疑（同年9月3日）
- ⇒ 衆議院法務委員会で提案理由説明（同年9月4日）
- ⇒ 継続審議

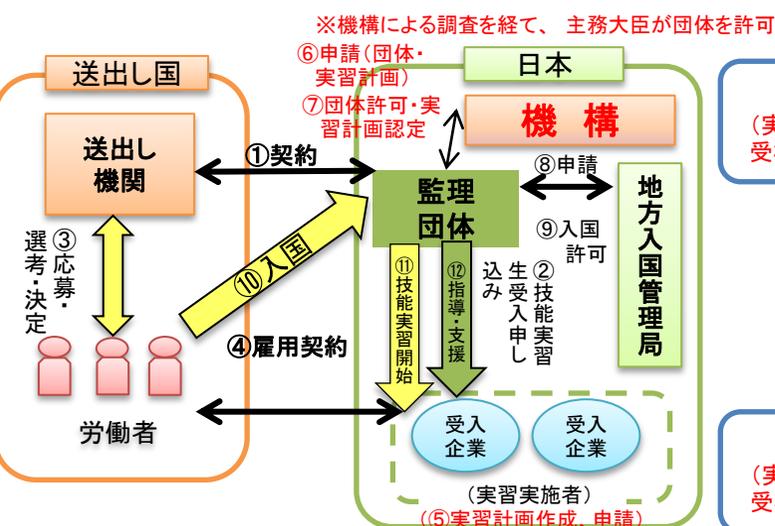
- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約17万人在留している。

## 技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

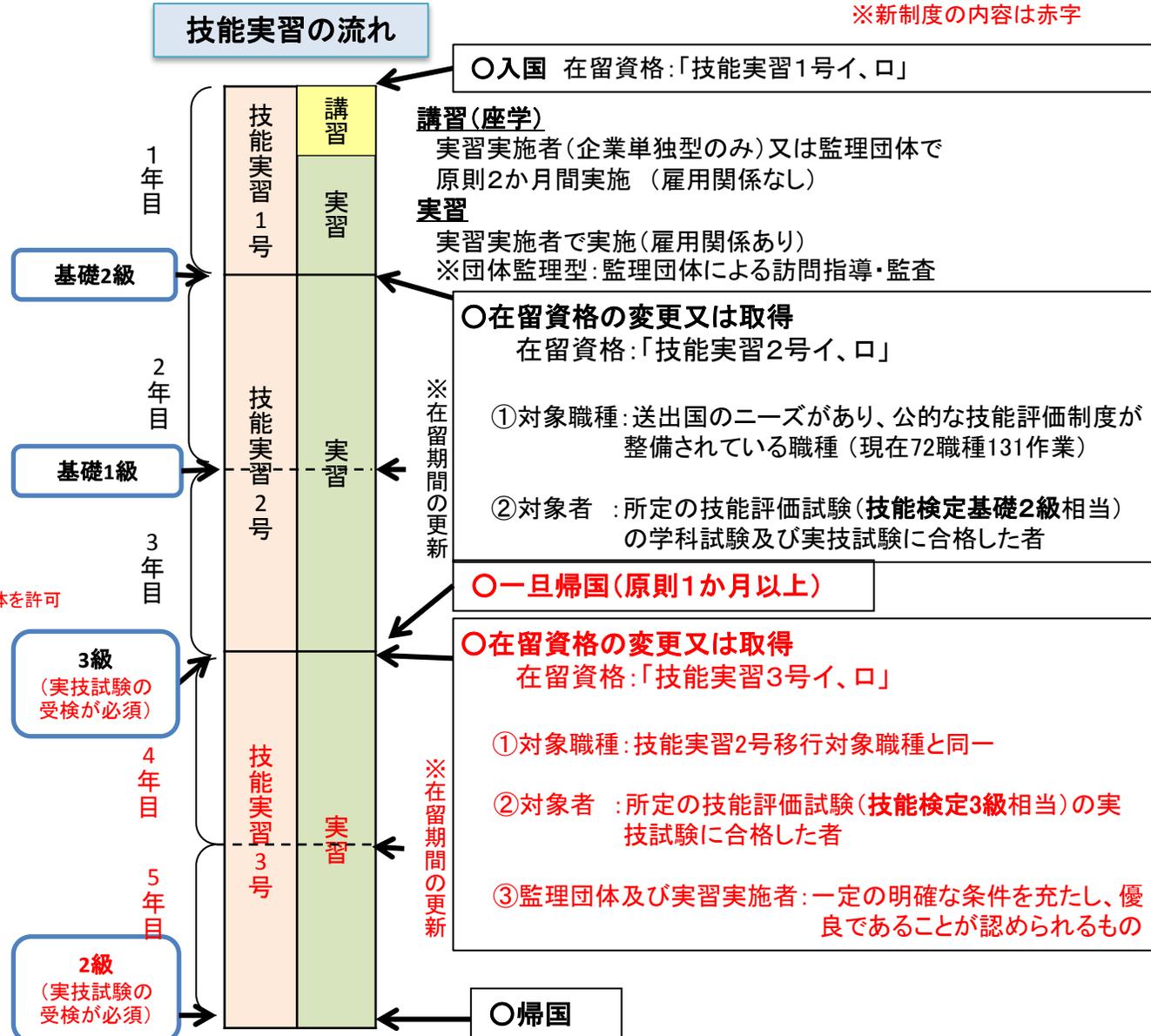
**【企業単独型】** 日本の企業等が海外の現地法人、合弁企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



**【団体監理型】** 非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施



## 技能実習の流れ



# 全国厚生労働関係部局長会議 労働分科会

## 8. 職業能力開発局における平成28年度予算案について

- 「日本再興戦略」改訂2015などを踏まえ、職業能力開発関連の施策に関する具体的な対策の柱
  - ① 未来を支える人材力の強化
  - ② 「全員参加の社会」の実現加速
  - ③ 人材育成を通じた国際協力の推進



上記の3つの柱を踏まえた職業能力開発局における平成28年度予算案の主な施策

- ① 未来を支える人材力の強化
  - ・ 職業人生を通じた労働者のキャリア形成支援
  - ・ 産業界で活用される実践的な職業能力評価制度の構築等
  - ・ 地方創生に向けた取組の推進
- ② 「全員参加の社会」の実現加速
  - ・ 女性の活躍推進・ひとり親に対する就業対策の強化
  - ・ 若者の活躍推進
  - ・ 障害者の職業能力開発支援の推進
  - ・ 公的職業訓練等によるセーフティネットの確保
- ③ 人材育成を通じた国際協力の推進
  - ・ 技能実習制度の適正かつ円滑な推進

平成28年度予算案  
の概要について

平成27年12月  
職業能力開発局

# 平成28年度予算案総括表

[職業能力開発局]

| 区 分             | 平成27年度<br>予 算 額    | 平成28年度<br>概算要求額    | 平成28年度<br>予 算 案    | 対 前 年 度<br>比較増▲減額  | 前年比         |
|-----------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------|
|                 | 千円                 | 千円                 | 千円                 | 千円                 | %           |
| <b>一 般 会 計</b>  | <b>11,449,334</b>  | <b>11,826,339</b>  | <b>10,807,886</b>  | <b>▲ 641,448</b>   | <b>94.4</b> |
| (うち義務的経費)       | (7,351,566)        | (7,341,750)        | (7,215,872)        | ▲ 135,694          | 98.2        |
| (うち裁量の経費)       | (4,097,768)        | (4,484,589)        | (3,592,014)        | ▲ 505,754          | 87.7        |
| <b>労働保険特別会計</b> | <b>167,857,245</b> | <b>166,290,504</b> | <b>163,860,982</b> | <b>▲ 3,996,263</b> | <b>97.6</b> |
| ( 労 災 勘 定 )     | 652,949            | 1,462,746          | 1,357,921          | 704,972            | 208.0       |
| ( 雇 用 勘 定 )     | 167,204,296        | 164,827,758        | 162,503,061        | ▲ 4,701,235        | 97.2        |
| <b>合 計</b>      | <b>179,306,579</b> | <b>178,116,843</b> | <b>174,668,868</b> | <b>▲ 4,637,711</b> | <b>97.4</b> |

# 職業能力開発局における平成28年度予算案の主な施策

『「日本再興戦略」改訂2015』等を踏まえ、①未来を支える人材力の強化、②「全員参加の社会」の実現加速、③人材育成を通じた国際協力の推進を図るため、概算要求を実施(平成28年度予算案 1,747億円)

## 第1 未来を支える人材力の強化

### 1 職業人生を通じた労働者のキャリア形成支援

- 「セルフ・キャリアドック」の導入促進及びキャリア支援企業表彰の拡充
- 雇成型訓練を活用する企業に対する支援等の拡充
- 教育訓練休暇制度・教育訓練短時間勤務制度等の導入促進

### 2 産業界で活用される実践的な職業能力評価制度の構築等

- 対人サービス分野を中心とした技能検定の開発の推進を図るため、業界団体に対する支援等を実施
- 社内検定の普及・拡大を図るため、企業等に対する支援等を実施
- 技能検定における産業界の人材ニーズに応じた職種等の設定・見直しの実施及び技能五輪国際大会の参加予定選手に対する訓練サポートの充実

### 3 建設技能労働者の人材育成強化

- 人手不足が顕著な建設技能労働者の人材育成を強化するため、訓練から就職まで一貫して支援を行う事業の対象職種を拡充

### 4 地方創生に向けた取組の推進

- 企業や地域の多種多様なニーズに対応した新たな人材育成プログラムの開発・実施を支援する「地域創生人材育成事業」を拡充
- 地域ニーズを踏まえた、地域コンソーシアムによる職業訓練コースの開発・検証の実施

## 第2 「全員参加の社会」の実現加速

### 1 女性の活躍推進・ひとり親に対する就業対策の強化

- 育児等で離職した女性の再就職が円滑に進むよう、求職者支援訓練に託児サービスを付加した訓練を新たに設定する等、積極的取組を推進

### 2 若者の活躍推進

- 地域若者サポートステーションにおいて、ニート等の職業的自立に向けた支援を推進

## 第3 人材育成を通じた国際協力の推進

### 技能実習制度の適正かつ円滑な推進

- 外国人技能実習制度の見直し等、制度の適正かつ円滑な推進

# 平成28年度職業能力開発局重点施策と予算案の概要について

## 第1 未来を支える人材力の強化

249 ( 140) 億円

### 1 職業人生を通じた労働者のキャリア形成支援【一部新規】

157 ( 80) 億円

労働者のキャリア形成における「気づき」を支援するため、年齢、就業年数、役職等の節目において定期的にキャリアコンサルティングを受ける機会を設定する仕組み「セルフ・キャリアドック」を推進する。このため、導入マニュアルの作成や事業主に対する支援等を新たに行う。

また、キャリア形成における優れた取組を行う企業に対する表彰制度を拡充する。

人材育成の課題を踏まえた実践的な職業訓練の実施を推進するため、座学と実習を組み合わせた雇用型訓練を行う事業主等への支援を拡充するとともに、労働者の自発的な職業能力開発の機会を確保するため、教育訓練休暇制度等の導入を行う事業主への支援の拡充等を実施する。

さらに、中高年のキャリア形成支援を行うため職業訓練コースの開発・検証を行う事業を行うとともに、職業訓練サービスガイドラインに基づく質保証の取組を行う民間教育訓練機関を支援する事業を行う。

### 2 産業界で活用される実践的な職業能力評価制度の構築等【一部新規】【一部再掲】

25 ( 23) 億円

対人サービス分野を中心とした技能検定の開発の推進や、企業の採用・処遇への反映促進を図るため、業界団体に対する技術的支援及び助成措置を行う。

また、社内検定の社会的な認識を高め、普及・拡大を図るため、社内検定に取り組む企業の開拓から構築支援まで一貫した支援を行う。

さらに、技能検定について、産業界の人材ニーズに応じた職種・作業の設定・見直しや、若年者が受検しやすい環境整備等に取り組むとともに、技能五輪国際大会について、競技力向上に向けた国際大会選手の訓練サポートの充実等を図る。

### 3 建設技能労働者の人材育成強化

9.2 ( 6.0) 億円

人手不足が顕著な建設技能労働者の人材育成を強化するため、離転職者や新卒者等に対し、座学や実習による職業訓練機会の付与から就職まで一貫して支援を行う事業について、対象職種の拡充を行う。

#### 4 地方創生に向けた取組の推進

60 ( 31) 億円

地域の創意工夫を活かした人材育成を推進するため、企業や地域の多種多様なニーズに対応した新たな人材育成プログラムの開発・実施を支援する「地域創生人材育成事業」の拡充を行う。

また、産学官による地域コンソーシアムを構築し、地域ニーズを踏まえた就職可能性をより高めるための職業訓練コースの開発・検証を行う事業を拡充する。

### 第2 「全員参加の社会」の実現加速

1, 314 ( 1, 275) 億円

#### 1 女性の活躍推進・ひとり親に対する就業対策の強化【一部新規】

9. 1 ( 5. 0) 億円

育児等で離職した女性の再就職が円滑に進むよう、求職者支援訓練において、育児等と両立しやすい託児サービス支援付きコースや短時間訓練コースを新設するとともに、既に両コースを実施している公共職業訓練において拡充するほか、eラーニングを試行実施する。

#### 2 若者の活躍推進

52 ( 44) 億円

##### (1) ニート等の職業的自立への支援

38 ( 39) 億円

ニート等の若者に対し、地域若者サポートステーションにおいて、地方自治体、高校等と協働し、個々の状況に応じた相談機会の提供等を通じ、職業的自立に向けた支援を実施する。

##### (2) 若者の人材育成の促進

13 ( 5. 6) 億円

「青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）」に基づく企業による青少年雇用情報（職場情報）の積極的な提供を促すため、「若者応援認定企業」に対するキャリア形成助成金の助成率を引き上げることにより、人材育成に取り組む「若者応援認定企業」の普及促進を図る。

#### 3 障害者の職業能力開発支援の推進

52 ( 53) 億円

求職障害者の増加に対応して更なる就職の促進を図るため、委託訓練のうち就職に結びつきやすい実践能力習得訓練コースの規模の拡充や知識・技能習得訓練コースの就職支援の充実を図る。

#### 4 非正規雇用労働者の人材育成の推進【一部再掲】 81 ( 48) 億円

職業訓練の実施を通じた正規雇用労働者化を推進するため、キャリアアップ助成金の活用により人材育成を進める。

また、産学官による地域コンソーシアムを構築し、地域ニーズを踏まえた就職可能性をより高めるための職業訓練コースの開発・検証を行う事業を拡充する。

#### 5 公的職業訓練等によるセーフティネットの確保【一部再掲】

1, 134 ( 1, 134) 億円

安定した就職の実現につなげるため、公共職業訓練及び求職者支援制度等における職業訓練において、地域のニーズに対応した効果的な訓練科目の設定を推進する。

|                           |                    |
|---------------------------|--------------------|
| <b>第3 人材育成を通じた国際協力の推進</b> | <b>20 ( 17) 億円</b> |
|---------------------------|--------------------|

##### 1 技能実習制度の適正かつ円滑な推進

18 ( 15) 億円

外国人技能実習制度の見直し等、制度の適正かつ円滑な推進を図る。

##### 2 職業能力開発分野における国際協力の推進

1.7 ( 2.0) 億円

ASEAN 諸国を中心とした開発途上国における日本の技能検定制度の普及や職業訓練指導員の養成を促進すること等により、職業能力開発分野における国際協力を推進する。

## 主要事項の担当課室名

| 項 目                                     | 担当課室名（内線）   |
|---|---|
| <b>第1 未来を支える人材力の強化</b>                  |   |
| 1 職業人生を通じた労働者のキャリア形成支援【一部新規】            | 基盤整備室 (5601)<br>能力開発課 (5924)<br>キャリア形成支援課 (5954)<br>企業内人材育成支援室 (5939) |
| 2 産業界で活用される実践的な職業能力評価制度の構築等【一部新規】【一部再掲】 | 企業内人材育成支援室 (5939)<br>能力評価課 (5942)                                     |
| 3 建設技能労働者の人材育成強化                        | 育成支援課 (5931)  |
| 4 地方創生に向けた取組の推進                         | 能力開発課 (5924)  |
|   |   |
| <b>第2 「全員参加の社会」の実現加速</b>                |   |
| 1 女性の活躍推進・ひとり親に対する就業対策の強化【一部新規】【一部再掲】   | 能力開発課 (5924)  |
| 2 若者の活躍推進                               |   |
| （1）ニート等の職業的自立への支援                       | キャリア形成支援課 (5954)  |
| （2）若者の人材育成の促進                           | 企業内人材育成支援室 (5939)   |
| 3 障害者の職業能力開発支援の推進                       | 能力開発課 (5924)  |
| 4 非正規雇用労働者の人材育成の推進【一部再掲】                | 企業内人材育成支援室 (5939)<br>能力開発課 (5924)                                     |
| 5 公的職業訓練等によるセーフティネットの確保【一部再掲】           | 能力開発課 (5924)  |
|   |   |
| <b>第3 人材育成を通じた国際協力の推進</b>               |   |
| 1 技能実習制度の適正かつ円滑な推進                      | 海外協力課 (5952)  |
| 2 職業能力開発分野における国際協力の推進                   | 海外協力室 (5957)  |

職業能力開発局 施策照会先一覧（厚生労働省代表電話 03-5253-1111）

| 施策事項(資料ページ)          | 所管課室      | 担当係                      | 担当者      | 内線           |
|----------------------|-----------|--------------------------|----------|--------------|
| 厚生労働省設置法改正関係         | 総務課       | 企画法令係                    | 富安、柴田    | 5918         |
| 第10次職業能力開発基本計画       | 総務課       | 政策係                      | 鈴木       | 5315         |
| 地域創生人材育成事業           | 訓練企画室     | —                        | 浅沼、犬伏    | 5993<br>5600 |
| ジョブ・カード制度            | キャリア形成支援課 | ジョブ・カード企画係<br>ジョブ・カード事業係 | 中島、遠藤、山本 | 5959         |
| 地域若者サポートステーション事業     | キャリア形成支援課 | 若者自立支援係                  | 小山       | 5937         |
| キャリアコンサルタント国家資格化について | キャリア形成支援課 | キャリアコンサルティング係            | 小林、里村    | 5975         |
| 職業能力評価制度・技能振興施策の充実   | 能力評価課     | 企画係                      | 深見       | 5943         |
| 技能実習制度               | 海外協力課     | 企画調整係                    | 山口(久)、中島 | 5952         |
| 平成28年度予算案の概要について     | 前ページ参照    |                          |          |              |